


松戸市地域生活支援拠点等整備イメージ図

松戸市が主体となり地域生活支援拠点等を整備します。

《松戸市(障害福祉課)》



地域生活支援拠点等整備とは…

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として、

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

を地域の実情に応じて整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

連携・協力



松戸市地域生活支援拠点の運営状況

○開始日 令和3年10月1日から

○登録事業者 四恩の杜まつど(就労継続 B 型)

相談支援事業所まつのみ(計画相談)

松戸市こども発達センター相談支援事業所(計画相談)

○地域生活支援拠点運営協議会

- ・設置経緯 国の第6期障害福祉計画の基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本」とされています。このことから、松戸市の地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討する場として当該運営協議会を設置いたしました。なお、事務局については基幹相談支援センターが担い、協議結果については、自立支援協議会に報告するものとしています。
- ・開催日 令和4年1月26日(水)16:00~17:00 ZOOM開催
- ・参加者 基幹相談支援センター(中央・小金・常盤平)※松戸市委託事業者
緊急一時保護受託事業者(社会福祉法人松里福社会)※松戸市委託事業者
四恩の杜まつど
相談支援事業所まつのみ
松戸市こども発達センター相談支援事業所
障害福祉課
- ・内容 参加者の自己紹介及び拠点における役割の確認
地域生活支援拠点の概要の再確認及び運営協議会の位置づけの説明(障害福祉課より)
緊急一時保護現状報告(登録者数、緊急一時保護利用者数、体験者数)
課題等の共有
令和4年度開催月確認等

以上